

市民の皆様へ

緊急事態宣言の延長に伴う南相馬市長メッセージ

市民の皆様には、ゴールデンウィーク期間中も外出の自粛等にご協力いただき、深く感謝申し上げます。また、医療従事者をはじめ、市民の日常生活を支えていただいている様々な事業者の皆様にご心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関し、5月に入り次の動きがありました。

南相馬市 ...	5月1日	市の主催等イベント中止等及び市有施設休館に関する指針を改定
国 ...	5月4日	緊急事態宣言を5月31日まで延長
福島県 ...	5月5日	これまでの緊急事態措置の内容を一部見直し県内全域において継続

これらを受けて、市では5月7日付けで次の通り対策を講じることとしました。

市主催等イベントの中止等について

5月中のイベントは中止(5月1日改定のとおり)

市有施設の休館について

5月中の市有施設は休館(5月1日改定のとおり)

幼稚園・小学校・中学校等の臨時休業について

当面の間、臨時休業(5月5日付県教育委員会要請に基づく対応)

5月12日から週1回程度、分散登校を行う予定

市民の皆様へのお願い

福島県緊急事態措置に沿った対応

福島県における緊急事態措置

改定前(5月6日まで)		改定後(5月7日以降)
不要・不急の外出の自粛を要請		<u>現にクラスターが発生しているような場や、「3つの密」のある場への外出自粛を要請</u>
特に、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を強く要請		これまでと同じ
都道府県をまたいだ不要・不急の移動の自粛を要請		これまでと同じ

市民の皆様におかれましては、引き続き外出の際に「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや、人と人との距離の確保などの感染対策を継続して講じていただきますようお願いいたします。

また、発熱や味覚・嗅覚障害等の症状がある方は、直接医療機関を受診するのではなく、まずは、かかりつけ医や、発熱等トリアージ外来、帰国者・接触者相談センター(相双保健所)に電話でご相談ください。

各事業者の皆様へお願い | これまでと同じ対応

- ・発熱等の症状がある従業員への出勤免除など健康管理の徹底
- ・特定警戒都道府県からの異動者、通勤者がいる事業者については、やむを得ず業務に従事する場合であっても、在宅勤務やテレワークの推進など最大限の感染症対策を実施

市内14例目となる新型コロナウイルス感染症患者が発生してから、5月8日正午時点で12日余り経過しています。その後、新たな患者は確認されていません。

県による外出の自粛要請が一部緩和されましたが、自分の命や大切なご家族の命を守るため、現にクラスターが発生しているような場や「3つの密」のある場への外出は控えてください。

また、これまでと同じくお近くに一人暮らしの方がおりましたら、声掛け等をしていただくなどの配慮をお願いいたします。

特別定額給付金(10万円)の給付スケジュール(予定)

日付	市の主な作業	振込日程
4月28日(火)	市民の皆様へ申請書を送付	-
5月1日(金)	申請の受付を開始	-
7日(木)		テストを兼ねた振込実施
8日(金)	世帯状況の最終確認(国規定により)	テストを兼ねた振込実施
11日(月)	4/27時点の住民基本台帳確定(国規定により)	テストを兼ねた振込実施
12日(火)	本日より振込本稼働	

令和2年5月8日正午現在

南相馬市長 門馬和夫

任期付職員・会計年度任用職員を募集

失業・休業・内定取消に迫られた市民等を任期付職員・会計年度任用職員として採用します。
詳しくは南相馬市ホームページで

携帯電話用ホームページQRコード



生活福祉資金貸付制度のご紹介

生活資金にお困りの方はご相談ください 本制度は資金の貸付であり、返済が必要となります

休業された方向け(緊急小口資金の貸付)

貸付限度額	対象
20万円 (特例)	学校等の休業に伴う子の世話 個人事業主等
10万円	その他の場合

失業された方向け
(総合支援資金のうち生活支援費の貸付)

世帯員	貸付上限額	貸付期間
2人以上	月20万円	3カ月
単身	月15万円	

受付期限 令和2年7月末(予定)

相談先 南相馬市社会福祉協議会

080-6040-3870 080-8204-8265(平日9時30分~16時)

南相馬市内の運輸業、宿泊業、飲食店の皆様を支援します。

南相馬市飲食店等維持補助金について

1. 制度の概要

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外出自粛要請が出されたこと等により、特に業務に影響を受けた運輸業、宿泊業、飲食店を営んでいる皆様に対して、当該事業所等の維持に係る費用として、補助金を支給いたします。

2. 補助金の対象者と給付額

○対象者

運輸業(バス・タクシー)、宿泊業(旅館、ホテル、簡易宿所)、飲食店を営む方で、市内に当該事業所又は店舗を有し、今後も事業を継続して行う意思のある方

○補助額

1事業所 20万円 (複数事業所を有する場合は1事業者60万円を限度とする。
例:3事業所×20万円=60万円)

○申請期間

令和2年5月1日(金)～令和2年7月31日(金)

(状況に応じ変更となる場合があります。)

3. 申請手続きや申請書類等

市のホームページ『南相馬市飲食店等維持補助金』から申請書をダウンロードいただくか、問合せ先に連絡頂き資料を請求のうえ必要事項を記載し、下記の申請書類を同封のうえ提出先まで郵送ください。

今回の申請手続きについては、新型コロナウイルス感染症の拡大予防のため、郵送での申請受付をご協力願います。

申請書は特定記録郵便又は簡易書留郵便で郵送ください。

申請書類

飲食店等維持補助金交付申請書兼請求書

事業所明細(市内に事業所等が複数有する方のみ)

振込先口座の通帳の写し

本人確認書類

補助金給付の対象業種であることがわかる書類 (営業許可証等)

申請日の属する事業年度又は直前の事業年度の事業収入の確認できる書類
(売上台帳や決算書、損益計算書、確定申告書など)

委任状 (代理人が申請を行う場合)

書類提出及び問合せ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目 27 番地

南相馬市役所 商工労政課 商業振興係

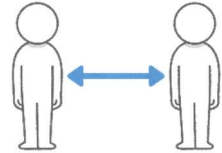
連絡先: 090-2600-0076 又は 090-2600-0077

受付時間: 9時～17時 (土日、祝日は除く)

「新しい生活様式」の実践例

人との間隔

できるだけ2 m (最低 1 m) 空ける。



移動

会った人と場所を記録。



外出

マスク着用。家に帰ったら石鹸で丁寧に手を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

買い物

1人または少数ですいた時間に。計画をたてて素早く。展示品への接触は控えめに。

スポーツ

ジョギングは少人数で。すれ違うときは距離をとるマナー。



公共交通機関

会話は控えめに。混んでいる時間帯は避けて。

食事

持ち帰りや出前、デリバリーも。大皿は避けて、料理は横並びで座ろう。



働き方

テレワークやローテーション勤務。オンライン会議励行。対話での打合せは換気とマスク着用。